

第 6 回

重度障がい者に必要な 在宅介護のあり方検討会

議 事 録

日 時：平成31年3月20日（水）午後2時30分開会
場 所：札幌市教育文化会館 3階 研修室302
出席委員：太田委員、岡本委員、小山内委員、窪田委員、
小谷委員、高波委員、竹田委員、田中委員、
妻倉委員、西村委員、山本委員
(計11名)
傍聴者数：13名

1. 開 会

○事務局（坪田自立支援担当課長） 皆様、お疲れさまでございます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから、第6回重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会を開催いたします。

私は、事務局の札幌市障がい保健福祉部自立支援担当課長の坪田でございます。よろしくお願いたします。

本検討会におきましては、公開の形とさせていただいております。傍聴希望のある場合につきましては事前登録制としまして、市の公式ホームページにご案内させていただいております。本日は、約13名の方からお申し込みをいただいておりますので、ご報告させていただきます。

では、これ以降、着席にて説明させていただきます。

初めに、お配りしております資料の確認をお願いいたします。

1枚物で次第、それから、座席表、資料1といたしまして意見書、資料2といたしまして第5回の検討会に係る論点整理表、資料3がカラーのチラシで研修についてのもとなっております。資料4としましてカラーの小さなパンフレットですね。「きっかけはココにある！」というタイトルのものを用意しております。それから、最後に、委員提出資料ということで、小山内委員のほうから意見書への追加希望文章というものをいただいております。

資料は以上となりますが、皆様、おそろいでしょうか。

また、本日傍聴にお越しいただきました方へのご案内となりますけれども、第4回の検討会より、検討会の運営や議論に関するご意見をお伺いするために検討会の意見シートを配付させていただいております。ご意見等のある方につきましては、意見シートのほうに内容をご記入いただき、お帰りの際に回収箱に入れていただくか、事務局の職員までお渡しくください。意見シートの裏面については、傍聴する際の留意事項なども記載しておりますので、ご確認のほど、よろしくお願いたします。意見シートのない方はいらっしゃいますでしょうか。

なお、前回の第5回の検討会の際にいただきました意見シートの内容につきましては、今回の検討会の開催に当たりまして、各委員の皆様にも事前に確認いただいております。今回ご提出いただく意見シートにつきましても、同様にさせていただく予定ですので、よろしくお願いたします。

続きまして、委員の出席状況についてご報告いたします。

本日の検討会は、11名の委員の方にご出席いただいております。土島委員につきましては、所用により欠席ということで連絡を受けております。

それでは、ここからの進行を西村会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

2. 議 事

○西村会長 皆様、お疲れさまです。

この検討会の会長を務めさせていただいています西村です。よろしくお願ひいたします。

今回の検討会につきましても、前回同様、日中開催ということで、終了時間につきましては16時30分を予定しております。これもこの間申し上げてきましたとおり、委員の皆さんには当事者やご家族といった立場の中で障がい福祉サービスを利用している方がいらっしゃるといふ状況もありますので、時間につきましては、過ぎることなく検討会を終えたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いします。

この検討会の委員としての私たちの任期は今月末まで、そして、本日の検討会が最後ということになりまして、私どもの最大の役割である札幌市に対する最終的な意見書をきょうの検討会の中でまとめていきたいと思っております。

また、意見交換の終わる時間にもよりますけれども、終わりました後、さまざまな課題がこの検討会の中で出てきました。特に人材確保という深刻な課題が出てきておりますので、そうした課題についての意見交換、情報交換もできればと思っております。

そして、最後には、各委員の皆さんから、今回の検討会についての感想や、今後の課題についてのコメントを頂戴して、本検討会につきましては終了したいと思っております。

なお、私ごとでまことに恐縮ではございますが、本日は急用のため15時30分までしかいることができません。今回のこの検討会につきましては、会長不在時は副会長ということで、その後の進行については岡本副会長にお願いをしたいと思っております。

それから、高波委員につきましても16時で退席するというのを伺っておりますので、事前にご報告をしておきたいと思ひます。

それでは、早速ですけれども、次第に従ひまして意見交換を進めていきたいと思ひます。まず、意見書につきまして、お手元に用意をしていると思ひます。また、事前にメールで送信をしておりますので、この内容につきまして、確認していきたいと思ひます。

おめくりいただきまして、全体の構成につきましては、前回申し上げた内容と全く同じです。ただ、「はじめに」の記載についてきちんと示していなかったのので、改めて確認をしたいと思ひますが、この「はじめに」につきましては、五つの章立てになっております。

一つは、札幌市の制度上の、平成18年度、25年度ということですのでけれども、重訪の制度改正がどのように行われてきたのかということが、まず一つです。

それから、二つ目は、現行制度の大きな課題としては、非定型の支給決定をしていないため、障がい者の個々の生活に応じた介護時間の支給決定に限界がある、したがって、この課題を議論するためにこの検討会が設置されたことが、二つ目になります。

そして、三つ目は、この検討会の中で少なくとも全委員が間違いなく合意ができたことにつきましては、今の特例の支給基準、定型の24時間の基準については、これは見直すことが必要である、不公平感があるということ、そして、非定型による支給決定の導入が

必要であるということは全委員の一致ということとしています。非定型の導入に向けてはさまざまな課題があることが前提になりますけれども、この2点が、重要な課題、確認事項なのかなと思っております。

そして、4点目として、さまざまな課題も含めまして、この検討会の中での議論につきましては、札幌市に意見書として提出するという事です。

最後に5番目ですけれども、検討会で議論された課題につきましては、この検討会で終わるのではなく、引き続き検討する場の設定が必要であるということを書いております。

以降、4番目の9ページと10ページにつきましては、検討会の開催状況を載せています。5番目は設置要綱、そして、6番目は、検討委員の名簿を載せています。それで、検討委員の名簿につきましては、今回、この検討会の議論の中で、介助を受けている障がい当事者とあわせて、家族の存在あるいは家族の意見を表明することも非常に重要な事項ということを確認されたかと思えます。

そこで、この委員の分野のところに、障がい当事者の家族ということで記載をしているのが太田委員と妻倉委員ですけれども、ほかにも、もしそういう形での分野ということで記載を望む委員がいらっしゃれば、後ほど事務局に申し出ただけであればと思っています。

以上の内容の意見書ですけれども、この内容につきましては議論を深めていきたいと思っています。

小山内委員の意見書につきましては、今回のこの意見書でこれまで議論してきた中身とは別な分野ということになりますので、この意見書の確認をした後、小山内委員の出された意見書につきましては議論をしたいと思っています。

そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○西村会長 それでは、早速ですけれども、既に中身に目を通されているということをお前提として、特に朱書きの部分ですね。朱書きの部分はいろいろな議論がありましたけれども、今回、このような形での書きかえといたしますか、修文をしたのですが、それぞれご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

前回欠席されていた山本委員、いかがでしょうか。

○山本委員 事前に拝見させていただきましたが、今のところ特にございません。

○西村会長 田中委員、お願いします。

○田中委員 幾つかありますが、一つは意見書の6ページですが、3番の(1)ですね。非定型の対象者要件の一番最後のところで、「現行の支給審査基準の検証と見直しを今後の検討課題とし、非定型の実施時期と併せて改正することも必要です」と書いてあるのですけれども、ちょっと危ういなと思ったのは、現行の支給審査基準の検証と見直しというのは結構時間がかかるのではないかなと思って、そうすると、それとあわせて非定型の実施時期ということになると、非定型の実施がおくれる可能性がないかなというのが、ちょっと気になったところです。3ページには、非定型による支給決定を速やかに実施すべき

というふうには書かれているので、それは少し検討する余地があるのかなというのが1点ありました。

それから、先ほど会長が読み上げました「はじめに」のところで、1日24時間の特例の支給審査基準を見直すとともに書かれていて、それはこの委員会の中で議論になっていたのですけれども、非定型が導入されれば、現行のいわゆる2要件の審査基準というのは廃止という形もあり得るのではないかなと思ったのですね。つまり、1日24時間の支給決定は非定型で保障すればいいわけで、改めてその2要件を残しておく必要があるのかなというのが一つ疑問としてありました。

それから、もう一つだけ、7ページの朱書きの部分で、これも前回随分議論になりましたけれども、非定型に関する考え方（指針）を作成することが効果的で、その作成のための新たな検討の場の設置が必要と書いてありまして、その③なのですけれども、重度障がい者の生活状況に精通しておりというふうなところですね。多様な障がい種別の障がい当事者、家族、支援者に意見を求めることというふうに書いてあるのですが、この指針というのが本当に大事なことで、つまり、非定型がどういうものになるかがここで決まってくるほど非常に大事なものだと思うのですね、指針というのは。だから、そういう意味では、③はもう少し踏み込んで、障がい当事者などがその検討をする場において、委員として参画するとか、参加するとかというような書き方のほうがいいのかというふうにし少し思いました。

とりあえず、以上です。

○西村会長 3番目の今の委員なのですけれども、委員につきましては、7ページの(3)の市町村審査会の実施形態の4行目の後半から、委員は、障がい者の生活実態及び障がい福祉制度に精通した障がい福祉サービスを利用している障がい当事者、そして、加えたのが家族ということで、委員の構成についてはここで書いているのですよね。改めて、ここでも書くということですか。

もし書くのであれば、これは指針の作成に当たっての留意事項なので、多様な障がいの人たちを、まずもってはきちんと委員の中に入れて、そして、身体、精神、知的、身体でもいろいろありますけれども、CPも、筋ジスだとか、そういうさまざまな人たちのことを聞いていくということでの、この審査会の中のメンバーというのは、恐らく、この検討会の委員が12人ですから、30人、40人ということにはならないと思うので、そこら辺はどう考えていらっしゃいますか。

○田中委員 今、会長がおっしゃった(3)の二つ目の段落のところの「委員は」というのは、恐らくこれは市町村審査会の委員を指しているのだと思うのですけれども、私が今言った③のところは、いわゆる非定型に関する考え方を策定する場での委員という意味なので、ちょっと別かなと思います。

○西村会長 わかりました。そうですね。検討の場の委員のこの書き方については、委員に含めるとともに、さまざまな人たちの意見を聞いていくというような表現ですね。委

員に入れるということと、入り切れない障がいがあると思っておりますので、そういった人たちの意見を受けていくというような書き方に修文という感じですね。

○田中委員　そうです。

○西村会長　わかりました。

高波委員、お願いします。

○高波委員　稲生会の高波です。

今のお話の点なのですが、私もこの考え方（指針）、どういうふうと呼んでいくかはこれからだと思うのですが、この内容がどういうものになるのかによって、非定型で審査されるのにすごく影響を与え得る大切なものだと思いますので、障がい当事者の方たちがどういう生活を求めているのかということがうまく反映されなければならないと思います。ですから、1点確認がしたいのは、この考え方の指針を作成するのは、この市町村審査会の委員になるのか、あるいは、別途、作成メンバーみたいなものを招集してつくることになるのか。もし別途招集されるのであれば、その中に障がい当事者の皆さんとか、家族の方々がメンバーに入ることが実現できたらいいのではないかなというふうに思いました。

○西村会長　この中の2段落目で、審査会の設置数、委員数、選任方法等については今後の検討課題ということにしておりまして、別項目での検討の場の設置ということになっていきますので、今のこの中での読み取り方でいくと、指針のメンバー、イコール、審査会の委員になるのかならないのかということについては明記をしていないということです。

したがって、ここでそれを入れるべきだとか入れないべきだということは、この後の議論の中で進めていけばよろしいのではないかなと思います。

○高波委員　わかりました。

○西村会長　今、田中委員からのご発言を頂戴しましたけれども、これにかかわるご意見等があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

現行の1日24時間の特例の支給基準を見直すとともというのは、ほかにも実は中身のほうでは書いてあるんですね。加算のこともです。

恐らく、これはその見直しの中で、今、田中委員がおっしゃっていたこの特例基準の廃止がいいのか、あるいは、先ほど言っていた指針の中での盛り込みがいいのかということで、その中での議論でよろしいのではないかなと。少なくとも見直すということではしているのです。

関連してご意見はございますか。いや、そんなことはないという意見があれば、それはそれで頂戴したいと思います。

あとは、どうでしょうか。田中委員から提起された、これは恐らく指針にも絡んでくると思うのですが、「現行の支給審査基準の検証と見直しを今後の検討課題とし、非定型の実施時期と併せて改正することも必要です」と。つまり、現行の支給基準、つまり定型を見直さなければ、非定型を実施するなというふうを受けとめることはできますよね。

竹田委員、特に定型の部分で、竹田委員は一体的な見直しを強く求めていらっしゃいましたけれども、そこら辺はどうですか。

○竹田委員 一体的というか、定型の見直しが必要だろうというのは、必要だと思うのですが、ただ、定型の見直しというのは、決して、今ある定型の部分をなくすという意味で言ったのではなくて、新たに時間数をふやすなり、必要な項目をふやしていくなりという形の中で、はっきり言って、今より時間数がふえる形での見直しが必要ではないかということでも話したつもりなのです。

もう一点は、その定型の基準自体が、結果的には、非定型でどういう基準で議論していくのかというときにある一定の基準が必要になるかと思うので、そのときには、定型を参考にしながら、定型でここまで認めているけれども、でも足りないのだよねというところで、非定型の中で上乘せをしていくということになるのではないのかなと思うのですよね。

先ほど、ちょっと、田中委員のほうから720時間の現行を廃止するという方向のお話があったのかなというふうに受けとめたのですが、私が危惧しているのは、逆に現行の720時間の、特例といえども、それをなくすということになると、多分、そこと比較して同じようにサービスが必要なのではないかということであれば、当然、非定型の中で、720時間という決定を必要だという根拠の一つなると思うのですよね。

ですから、720時間がどういう基準で認められるかという一つの目安では、今の720時間の特例というのは見えてくると思うので、私は、個人的には削除する必要はないのではないのかなと、逆に削除してしまうと、今認められている基準よりも低い基準で、あるいは、もっと高い基準でなければ720時間を認めないような、そういう新たな基準ができ上がってしまう可能性もあるのではないのかなと思うので、そこを危惧しています。

○西村会長 ありがとうございます。

特例基準を、見直すということに関しては、ここまでの表現については特に問題ないという理解でよろしいですか。

○竹田委員 見直すべきかというのは、どういう方向で見直すのかということなのですよ。多分、これはどちらにでも解釈できると思うのです。見直すから、例えば、もっと高い基準で見直すのか、低い基準で見直すのか。であれば、あえて見直さないで、おいておいたほうがいいのかというような気もちょっとしているのですが、ほかの方はいかがでしょうか。

○西村会長 済みません。ほかの方というか、この間のこの検討会の中での意見交換で、前回まで確認されてきた内容としては、3ページに書いています。

3ページの重度訪問介護の公平な支給決定ということで、ここで最初の行から読みますと、札幌市の支給審査基準では、障がいの状態や支援の必要性ではなく、特定の疾患等を対象としています、これらの疾患に当てはまらなくても同様に長時間介護の必要性がある障がい者もいるため、公平な支給決定がなされるよう、月720時間の特例基準の対象者要件を見直すこと、つまり、この意見書の中では、この2類型だけという限定を見直すこと

いう書き方をしています。そこまでの確認はできていると思います。

この範囲での見直し、つまり、720時間の特例基準自体を廃止するかということではなくて、あくまでも、この意見書の中では現行基準の枠を広げろということを行っているので、この内容でこの間確認をしてきたと思いますが、いかがですか。

○竹田委員 枠を広げるような書きぶりになるのであれば、それは特に反対する理由はないです。ただ、そこが狭まることのないようにだけはしていただきたいなというか。

○西村会長 竹田委員、もう一つの非定型の実施時期とあわせてこの現行の支給審査基準の見直しをすることが、非定型の実施時期をおくらせてしまうということが懸念されるのではないかというご意見についてはどうでしょうか。

○竹田委員 済みません。私もちょっとはつきり覚えていないのですが、この委員会の議論の中では、定型については議論の対象としないということで、ずっとこの間、話があったと思ったのですが、というのがまず1点で、そう考えると、また、さらにこれから定型の基準について見直す議論を始めるとなると、最低でも同じような、あるいは、それ以上かかると思うのですよね。

ということになれば、多分、定型の見直しを行ってからということになると非定型の導入は2年後とか3年後になるのかなという感じを受けているので、そこまで待つ必要があるのかどうか。でも、今回の議論の中で、非定型はこういう方向で行きますよという議論でまとめるわけですから、定型の見直しを待つ必要はないのかなという気はするのですが。

○西村会長 ありがとうございます。

定型の議論をしないと言ったのは、定型の具体的な見直し内容についての議論をしないということで、それは、竹田委員が今おっしゃったように、この定型自体の見直しためには、恐らく6回の検討会、あるいは、ほぼ半年程度の検討会の中では厳しいだろうということで、具体的な見直しの必要性はある。その見直しについては、この検討会ではできないけれども、先ほど、この検討会後の課題ということでお話をしましたけれども、今後の宿題ということで見直す必要があるというのが、この検討会で書ける意見書の範囲なのかなということですか。

どうでしょうか。というのは、冒頭に書いているように、速やかな実施ということで、私どもとしては非定型の実施を求めていると。この間の議論では、非定型自体の見直しをあわせて改正することが必要ですということで、非定型の実施に一定の枠をかけているような状況でもありますが、田中委員と竹田委員からは、定型の見直しが必ずしもできなくても非定型をスタートさせることが必要ではないかというご意見として私は理解したのですけれども、そのような考え方を、検討会としての確認でよろしいでしょうか。

○竹田委員 1点だけいいですか。

現状の定型の審査基準では、時間数が足りないとか、サービスが足りないという方が、基本的には非定型で何とかしてくださいということになるのだろうと思うのですね。

と考えれば、定型の見直しをしてから、さらに非定型ですみたいなことになるので、では、

一体いつになったら見直しをしてくれるのですかというのがかなり先のことになってしまうので、そう考えると、やはり、非定型については速やかに、定型の見直しを待たないで行うべきであって、定型自体は非定型を導入したからといって見直しができないということではないと思うので、早い見直しというか、導入が必要だと私は思います。

○西村会長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがですか。同意するかしらないか、そこら辺の意思表示をしていただけないと……

○窪田委員 同感で、現に今の定型の支給決定では時間数が足りない、ヘルパーが少なくて生活が回らないという方が実際にもう現存しているということが実態としてあると思うので、やっぱり、まず非定型の導入というのを先にやるということは急務かと思います。なので、定型の見直しをするのであれば、非定型をまず導入してから、その非定型のあり方も含めて定型のことを考えていければいいのかなというふうには思っています。

○西村会長 異なる意見のある委員の方はいらっしゃいますか。

あるいは、その内容について疑問もしくは留意すべきことということでのご意見のある委員はいらっしゃいますか。

(「なし」と発言する者あり)

○西村会長 では、この検討会としては、そのような方向での考え方を確認するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○西村会長 確かに、非定型を導入することで、障がいのある方たちの生活実態が支給量に反映されていく、そのときに、その支給決定というか、非定型の導入によって、改めてきちんとしたニーズを掘り起こしながら、それが逆に言うと定型の見直しにもつながっていくということもあるのかなと思いますので、いずれにしても、非定型の実施をし、そして、ここの部分につきましては、あわせて改正することが必要ですという内容に、修正したいと思います。

ほかはいかがでしょう。

太田委員、お願いします。

○太田委員 今、これまでの議論とはちょっと違うのですけれども、4ページの重度訪問介護の利便性というところで……

○西村会長 何ページですか。

○太田委員 4ページです。重度訪問介護の利便性というところで、昨年4月からのことだと思うのですが、重度訪問介護の利用ということで、入院中の意思疎通支援の対象者の拡大と支援内容の明確化というふうに書いてあります。

これは区分6という狭い範囲ということから広げてほしいということもありますけれども、入院中の意思疎通支援、これまでのコミュニケーション支援事業と制度も違いますけれども、本人の意思疎通、プラス寝返りとか、介助が大変で、ふだん利用されているヘル

パーさんの見守り、付き添いが必要だということでの制度だと思います。

ですから、ここに支援内容の明確化というふうに出してしまうと、本人に必要な見守り支援ということでは、もちろん病院なので医療的ケア的なことはできないということは確かですけれども、ほかの内容を明確化することが本当にいいのかなと、私としては、ここはちょっと必要な支援内容というようなこととか、余り国に明確化を要望してしまうと何となく狭くなってしまいそうな気がするのですが、いかがでしょうか。

○西村会長 これは、では、支援内容の明確化は必要ないというご意見でしょうか。

○太田委員 あえて明確化しないほうがいいのかなど、私としては思いました。

○西村会長 これは、逆に委員の中からは明確にしたほうがいいのかというご意見もあって、それは具体的に言うと、介助方法だとか、具体的な介助だとか、そういうところをきちんと医療関係者に伝える、それで、伝えることができなければ、さまざまな危険が生じるということでのご意見だったのです。

○太田委員 もともとそれは入っていたと思うのですよね。今回の昨年4月からの重度訪問介護の入院中の見守りの内容としては、本人に必要な、命にかかわるような支援としては入っていたと思います。

○西村会長 そのとおりです。では、これは外すということで、これは小山内委員から出たもので、小山内委員から介助だとか、その辺のところのものがということだったのですけれども、少なくとも現行の制度の中では、そこら辺も含めて、この意思疎通支援というのは行われているということなのですが、小山内委員、今の太田委員のご意見を受けて、いかがでしょうか。

○小山内委員 意思疎通の支援と書かれるのは、ちょっと困るのですけれどもね。

○西村会長 済みません。意思疎通だけではないのです。

意思疎通だけではなくて、今、太田委員がおっしゃったように、その方の必要な介助だとかをきちんと伝えることも含めた内容で今の制度はなっているということなのです。

太田委員が心配されているのは、支援の内容を明確にすることで、これとこれとこれはしていいけれども、これとこれはしてはだめだということにもなりかねない。

それで、小山内委員がおっしゃっていた障がい者の介助の問題については、現行制度の中で既に触れている。であれば、ここであえてこのことを書く必要はないのではないかとご意見なのです。

○小山内委員 何だかすごく速くて、西村さん、ちょっとよくわかりません。

○西村会長 小山内委員が心配していたのは、意思疎通支援だけではなくて、きちんとした介護が受けられない場合に、命にかかわる危険性が生じる事例がありますよと。それで、意思疎通だけではないのですよということでおっしゃっていましたよね。

○小山内委員 はい。

○西村会長 だけれども、太田委員からのご意見としては、今の制度の中では、そういうことはきちんと盛り込むことになっているので、あえて書く必要はないのではないかと

えて書くことによって、支援内容が明確化され、今まである程度できたものが、できなくなってくる可能性があるのではないかと懸念されているのですね。

懸念されているのは、すごくよくわかるのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○小山内委員 何でもいいから、ヘルパーさんが全て看護師さんとかお医者さんに伝えていくということでしょう。

○西村会長 そうです。それがあれば、ここは……

○小山内委員 できないところは手伝うという簡単な言葉でいいのではないのでしょうか。看護師さんとか医者は絶対できないところがあります。

○西村会長 そこを余り明確にすると、今の中ではできていることができなくなる可能性があるということですよ。

○小山内委員 何ができなくなるのですか。

○西村会長 私からよりも、委員からの議論にしたほうがよろしいかと思うので、太田委員、お願いします。

○太田委員 例えば、寝返りが打てない寝たきりという方に対して、ふだんのサービス内容の寝返りをしてあげるとか、家族がやっているようなことを、今、ふだん重度訪問介護のヘルパーさんが、自宅とかいろいろなところでやっていることを、入院のときにそれを入院の病院でやるということで、制度としては、その医療関係者に指導するというふうに入っているのです。

ただ、指導するということですが、実際はヘルパーさんがやっているということなのですが、何というのですか、これまでも完全看護からのいろいろな問題があつて病院に福祉関係者が入るといふことの難しいところを、何とか重度訪問介護で、家族の付き添いがなくても、ふだん使っているヘルパーさんが入るといふことでは、本人に必要な支援はそこでやれるようになったのですね。

なので、コミュニケーション支援事業の意思疎通だけではなくて、本人に必要な支援ができるということですので、余りこれとこれというふうにはっきりさせないほうが、本人が必要な支援をしてもらえぬ制度としていいのではないかと思ったのです。

○小山内委員 わかりますけれども、うまく言えませんが、本当に具体的に言うと、私がレントゲンをしに行っても、看護師さんが幾ら説明してもできないから、ヘルパーさんが押さえてやるほかないという場面がいっぱいあるのです。

だから、どこを教えるというか、教えながらやらなければいけない。全体的にやらなければいけないというのが重度障がい者には必要だと思います。

○西村会長 太田委員、お願いします。

○太田委員 私たちの子どもたちは、本当に意思疎通支援ということでは、それができないということすら言えないという人たちなので、その部分を小山内委員がおっしゃるように、本人の痛みとか、そういうことがないように、実際に介助しながら必要な検査とかも受けられるということだと思います。

○小山内委員 では、医療関係者とヘルパーが助け合ってやっていくという言葉ではだめなのですか。

○西村会長 この言葉の中でそれが含まれている、今の制度の中で含まれているということですよ。

○太田委員 はい。

○小山内委員 力を合わせてやっていくというか、私はわからないけれども。

○竹田委員 指導というのが現場ではなかなか難しいのだと思うのです。その文章を持ってしまうと、指導なんか受けたくないよという人も出てくるのでしょから、だから、そこで行き違いが出てくるのだと思うのですよね。

今回の文章をもし書きかえるのだとしたら、例えば、支援内容の拡大化みたいな、指導よりもう一步踏み込んで、もうちょっと拡大できませんかみたいな形にしてはどうかと思います。明確化ではなくてですね。

○西村会長 太田委員、どうですか。

○太田委員 そのほうがわかりやすいかなと今思いました。

指導はできないのに、なぜ指導という言葉を入れるのかなと思ったときに、建前は指導だけれども、ここはグレーでという話をちょっと聞いたことがありますので。

○西村会長 そうしたら、意思疎通支援の対象者及び支援内容の拡大を国に要望するというような書き方で……

○竹田委員 行政用語なら「など」を使ったらいいのではないですか。「など」と入れてしまうと、何でも含まれてしまいますからね。

○西村会長 支援拡大等……

○竹田委員 支援拡大などを要望するみたいな言い方をすればいいのではないですか。

○西村会長 「等」を入れるかどうか、行政用語的にどうなのかというのは改めて確認して、いずれにしても、支援内容の明確化ではなく、文言はちょっと考えますが、拡大ということで修文をしたいと思います。

ほかはいかがでしょうか。

妻倉委員、お願いします。

○妻倉委員 確認ですけれども、太田委員が危惧されていたというか、心配されていたところはやっぱりそうだと思いますので、ちょっと確認をしたかったのですが、その支援内容の明確化というのは、あくまでも個人が要望する支援内容……

○西村会長 明確化ではなくて、拡大に変えるということです。

○妻倉委員 はい。そこが個人に対する支援内容の明確化ではなくて、全体のというか、一般的なものであれば、やはり竹田委員のおっしゃるように、明確化ではなくて拡大化のほうが私もいいと思います。

○西村会長 では、拡大でよろしいですね。

○妻倉委員 はい。

○西村会長 この意見書全体につきまして、ほかにいかがでしょうか。

それでは、明確化をやめて拡大に変更するという事です。「等」とするか「及び」とするのかはありますが、そうするという事です。

では、今、確認できたこととしては、先ほどの6ページの3の(1)の一番下の「実施時期と併せて改正することも必要です」ということにつきましては、非定型の実施時期をおくらせることが懸念されるので、そうではない表現に変えるということで一つ修文をしたいと思います。

それから、入院時の関係につきましては、今申し上げたように、明確化ではなく、拡大ということで修文をしたいと思います。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○西村会長 それでは、この意見書につきましては、これで確定にしたいと思います。この意見書を先ほどの2カ所の修文をして確定したいと思います。

続きまして、小山内委員の出された意見書に入っていきたいと思います。

ただ、先ほど申し上げましたように、私は、急用ができて、これで職場に戻らなくては行けないので、ここで退席させていただきます。

全委員ということですので、私も含めまして、この検討会の感想と、それから、今後の課題につきまして若干申し上げて退席をしたいと思います。

まず、この検討会がどのように評価されるのかというのは、ある意味では歴史が判断すると思いますし、また、個々の方々が判断するものだと思います。

私としては、今回の12名の検討委員の中で、介助を受けている当事者は4人、受けていない私を含め5人、家族が当事者なのかどうなのかという議論につきましては、昔は対立した歴史がありますけれども、障害者権利条約を批准するに当たっての国の検討の中では、やはり家族も当事者なのだとということで、国としては、家族も含めて半分以上、障がい者制度改革推進会議の委員に入れていくとしました。今回の検討委員12名のうちの7名がそうした立場の人であることは、私は高く評価をしたいと思っています。

この間、札幌市の中でさまざまな委員会があったかと思っています。その委員会の中で、何人かの委員が言っていましたけれども、既存の団体の人が1人入っているだけだという状況から考えたときに、この非定型の実施を検討するに当たって支援を必要としている当事者や家族が過半数を占めていることは、非常に高く評価をしたいと思っています。

そして、今後の課題につきましては、田中委員、竹田委員もおっしゃっていましたが、非定型をまずもっては早期に実施すべきだと思っています。さまざまな課題があると思います。その一つの大きなものがガイドラインです。指針でもいいですけども、この検討なのかと思っています。

一緒にはならないかもしれませんが、野球で10打数10安打の打者はいなくて、3割いけば超一流だと思います。この制度、この検討会の中で何を変えることができたの

かということの一つでも二つでも積み上げ、そして、次に何をつなげることができるのかということが、この検討会の重要な役割なのかと思っています。

そういった意味では、札幌市の重度障がい者、札幌市に限りませんが、生活の向上、介護の充実というのは、少なくともここにいる傍聴者も含めての私たちの願いだと思いますので、そうしたことの実現に向けての一步になればと思っていますし、このメンバーとまた別な形で一緒にやることができたらと思っています。

最後に、札幌市の職員の皆さんにつきましては、遅い時間にメールが着たりしておりますけれども、大変いろいろとお世話になりまして、ありがとうございました。

ぜひとも、私たちの提出する意見書につきまして、一つでも二つでも、いろいろな壁があるかもしれませんが、多く実現できるように踏ん張っていただけたらと思います。今後とも、またよろしく願いいたします。

以上、私の最後のコメントを残しまして、この場を岡本副会長にお渡します。

○事務局（坪田自立支援担当課長） 事務局の坪田でございます。

西村会長におかれましては、昨年の6月の第1回の検討会から本日まで会長として進行を務めていただきまして、また、貴重な検討会になったと考えております。

本当にありがとうございました。

〔西村会長退席〕

○事務局（坪田自立支援担当課長） それでは、この後の進行につきまして、ただいま会長からお話のありましたとおり、検討会の設置要綱に基づきまして岡本副会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

〔岡本副会長は所定の席に着く〕

○岡本副会長 副会長の岡本でございます。

会長からの指名を受けまして、ここからは私のほうで進行させていただきます。

進行につきましては、正直、ふなれなところもあると思いますので、委員の皆様にご協力をいただくかと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、意見書につきましては、先ほどまとめていただいたと思います。

それで、小山内委員から本日提出の資料がありましたけれども、意見書への追加希望文章ということで資料をいただいております。

このことについて、まず、小山内委員からお話ししていただいてもよろしいでしょうか。

○小山内委員 私がしゃべったら切りがなくなるので書いてきました。秘書に読んでもらってもいいですか。

○岡本副会長 どうぞ。

○小山内委員（代理） 代理で読ませていただきます。

意見書への追加希望文章。小山内美智子。

非定型の支給決定を取り入れる上で、下記の件も意見書に追加するべきだと考えます。下記の件があるかぎり、非定型を正当に取り入れることは困難だと考えます。

①支給決定に対する不服申立について。

以下は、介護給付費に対する不服申し立てを、私が実際におこなった際の流れである。

支給決定された介護給付費について不服申立（「変更申請」）をするために、「介護給付費・訓練等給付費等支給変更申請書」を、処分庁である札幌市西区保健福祉部に提出したところ、後日、西区保健福祉部の方が面談にいらっしゃった。そして後日、面談結果をもとに、西区保健福祉部は変更申請に対し「却下決定」とした。その決定に対し不服申立をするため、道庁に対する「審査請求」をおこなった。審査請求は道庁にておこなわれ、「審理員」として道庁職員の方が、「審査請求人」として私が、「処分庁」として西区保健福祉部職員の方が一室に集まり、「審査請求人」と「処分庁」がそれぞれの主張を述べた。その後、この件は「北海道障害者介護給付費等不服審査会（以下、不服審査会）」に審査が求められ、私の請求を棄却すると議決された。この裁決に対し、さらに不服がある場合は、札幌地方裁判所に訴えを提起することになる、という通知がきた。

通知が来た際、道庁の方に「不服審査会のメンバーには、障がい当事者の方がいるのか」と聞いたところ、いるとの答えだった。しかし、「そのメンバーがどんな方なのかを教えてください」と聞いたところ、「それは答えられない」と言われた。

本人のいない場で決定が下されることがないようにしていただきたい。

不服審査会の方と、請求人である本人が、直接対話し納得できる決定ができるようにしてほしい。

この「不服審査会」が、本当の最後のガイドラインである。これがあるかぎり、本人も納得し満足するような介護時間数の支給決定は、実現しないと考える。

上記の意見を踏まえ、非定型による支給決定を導入した際には、北海道が所管する「不服審査会」において、しっかりと当事者の意見を踏まえた審査が行われるよう、札幌市は北海道に対して、当事者の介護の必要性や介護時間を決定した理由などについて適切に情報提供を行うなど、北海道と十分に連携して不服審査の対応を行う必要があることを意見書に追加すべきである。

②意見書の文言の追加希望について。

以下の文言の追加を希望します。

資料1「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」。

3 重度訪問介護の非定型による支給決定について。

（3）市町村審査会の実施形態。

「審査会の設置数、委員数、選任方法等については、今後検討が必要ですが、委員は、障がい者の生活実態及び障がい福祉制度に精通した障害福祉サービスを利用している障がい当事者・家族、障がい福祉サービス事業者、理学療法士、作業療法士、医師、法律家等で構成すべきです。」

厚生省は、「医学モデルから社会モデルにした」と、障がい者の政策に掲げている。医師が知り得る病気や障害を、書類で見て、介護の時間がわかるのだろうか。医師の決定は

重い。そこが今まで、社会福祉は間違ってきたと思う。例えば脳性麻痺は、細かく言うとアテトーゼ型・痙直型・失調型・混合型・強直型などがある。しかし、昨日できていたことが今日できなくなっていたり、緊張をとる薬の発達により、その日によってできるところとできないことが変わる。あらゆる障害は今後、医学の発達によりADLの決め方も変わってくるだろう。これは、医師だけでは到底できないことである。

理学療法士や作業療法士は、リハビリをやりながら障がい当事者のADLを把握できる。彼らの意見を聞くべきだと考える。

様々な分野の方が、本人の意見を聞き、1年間を快適に過ごせるヘルパー時間数を決めるべきである。

③来年度からの検討会について。

「重度障がい者に必要な在宅介護の在り方検討会」において、膨大な資料が生まれた。全国的にも出ていない資料もあるはずである。ケアを受けている障がい当事者が、この検討会メンバーに4名も入り、語り合えたことは札幌の宝であると思う。来年度からもこの検討会に、地域でケアを受けて生きている若い世代の人をメンバーに加えて、意見を聞いていくべきだと思う。

「障害者運動をやってきた先輩たちは、なんでも言っていていいんだ」ということを、この検討会を通して伝えていかなければならない。介護の専門家は、介護を受けて生きている本人だということを念頭におきながら、この会議はずっと続けていかなければならない。もっと改善すべき点があり、傍聴人の意見を言葉で聞くことも大切ではないだろうか。開かれた会議にしていかなければならないと思う。

札幌において、障がい者福祉に未来はあるんだということを、示していかなければならない。秋元市長も、「職場介助者のことはテストケースとしてやっていきたい」とおっしゃっていた。このテストケースに、何人が加わっていけばいいかも話し合わなければいけない。

役所と専門家にだけ、まかせてはいけない。介護はなんのためにあるのか、ということ議論していかなければならない。

大事なものは、心地よく生きることと、残された機能を使って働くことである。トイレに行けない・食事ができない・移動ができないとなると、可能性のある障がい者であっても、公務員試験を受ける資格さえ持てない。

ケアがあれば、障がいがあってもなんでもできるのだということを、強調しなければいけない。喜びがあり、夢があり、仕事があり、恋愛もある。生きがいがあるんだと、それを掴むための介護なのだということを、最後に強調したい。

札幌市は来年度から、この会議をどのように続けていくか、方針を出してほしい。私たちも秋元市長に伝えなければいけない。やらなければいけないことは、山のようにある。

○小山内委員 ちょっとつけ加えてきました。

○小山内委員（代理） 重度訪問介護のあり方検討会が本日ひとまず終了し、今後は非定

型について具体的な検討となると思います。一步ずつ進んでいることは、本当にうれしく思います。市としては、やはり財源の問題を気にしながら取り組むことになると思います。

私が心配しているのは、市は非定型導入によって仮に幾らかの予算がふえることを想定し、ほかの障がい者施設事業、高齢者にかかわる事業などを縮小し、それを非定型に充てることがあるのではないかとということです。非定型導入が全ての市民の方にとってよかったと感じられるものになってほしいからです。どうぞ、その点に留意して取り組んでください。

また、今後の非定型づくりに当たっても、当事者とともに進めていくことが大事です。ぜひ札幌市が率先して当事者参加を進めてください。

今回の検討会の最終まとめについては、アンケートを配布した重度訪問介護サービスの全利用者の方々に送付してください。

最後に、ここからが本当のスタートだと思います。

○小山内委員 長くて済みません。

これをやらないと、西村さんは宿題だとさっき言ったけれども、宿題のほうが難しい。

だから、やっぱり、アンケートを送った方にこうなったのだということとちゃんと送ってあげると、もっと多くの障がい者が声を上げるのではないかと私は思うし、やっぱり若い障がい者の人にもっと意見を聞かないといけないし、アンケートだって、書きたくても信頼関係のあるヘルパーだったらいいけれども、書きたくても書けない障がい者がいっぱいいると思うのです。そのことは、私たちがわかったって、障がいのない人にはわからないことが、岡本さんだったらわかるでしょう。そんな簡単にアンケートをヘルパーに書いてくれと誰にでも言えないでしょう。本音の言える人だけに、いろいろ書いてもらうのだから、そういうつらいことがいっぱいある。

あと、どういう審査で、今まで医者だけで決められていたものが、もっと話し合いをして、理学療法士とか作業療法士とか、筋ジスでもいろいろな型がありますね。お医者さんはよくわかっていないから、それがどういうふうに非定型を決めていくかです。

札幌市は、本当によくやってくださったと思います。

まだまだ岡本さんはお若いですから、これから勝負ですよ。お願いします。

○岡本副会長 ありがとうございます。

小山内委員から追加希望ということで意見が出されております。

確認としては、支給決定に対する不服申し立てのことを加えられないかということと、資料1の意見書の中の市町村審査会の実施形態の中に、理学療法士、作業療法士を加えられないかということと、来年度以降の検討会のことです。先ほど言ったのは、意見書もでき上がってから、またアンケートに答えてくれた方に配布できないかということですか。

○小山内委員 はい、そうです。やっぱり答えがないと、どういう結果かわからないし、新聞しか読んでいない方は、もっと細かく知りたい方がいっぱいいらっしゃると思うので

す。せっかくいいことをやったのですから、四百何十人の人に送ってあげたほうが親切ではないかと私は思います。

○岡本副会長 そうですね。三つ目の「来年度からの検討会について」については、いろいろ非定型の導入に当たっての具体的な委員というか、まだ議論が必要ではないかということであったり、何点か課題には出ていたかと思うので、それに含めてでいいと思っはいるのですけれども、ほかに不服申し立てのことでと審査会のことですね。あとは、最後の意見書を各アンケートに回答していただいた方に配布するというのは、札幌市さんのほうではどうですか。

○小山内委員 それは、これから市の人話し合って決めることですね。

○岡本副会長 そこは、要望ということいいですか。

○小山内委員 すぐ答えは出ないと思うので。

○岡本副会長 そうですね。わかりました。その点についてはいいですかね。

小山内委員の意見について、ほかの委員から意見というのはありますか。

○竹田委員 確認なのですが、先ほど西村会長の中では、一応、意見書は一旦終わりというような確認をしたと私は受けとめたのです。であれば、この小山内委員の意見は、例えば補足意見としてつけ加えるみたいな形で考えられているのか、もし、また本文にこれをつけ加えてということになると、本文全体をもう一度議論し直すということになるのか、どちらなのでしょう。

○小山内委員 私ですか。

○竹田委員 議事の進行なり、資料の出し方として、どういうつもりで出されたのかということちょっと確認したかったのですよね。

私の勘違いかもしれないのですが、たしか、退席する時点では、じゃ、この意見書でいいですねということ一回まとめたような気がしたので、この小山内委員の意見をもう一度本体として議論をやり直すということで、今、問題提起されているのか、補足意見としてつけ加えるということの問題提起されているのか、どういう議事の持ち方なのかということの確認です。

○岡本副会長 会長としては、先ほどの意見書のほうは皆さんの合意を得ていますので、この意見書について、最終的に何か意見があるかというところではなかった意見ですので、意見書に加えることはちょっとできないなと思っています。補足意見ということでの整理しかできないと思っはいるのですが、その辺はどうなのでしょう。

○竹田委員 要は、議事の進行の仕方として、一旦まとめたけれども、もう一度、議事をやり直すという意味で、議案として話を出されているのか、どういう前提で出されているのか、よくわからなかったなので、その辺をもう一度教えていただきたいという確認です。

○岡本副会長 今回、きょうの検討委員会に向けて小山内委員から出された意見で、一応、この意見書の議論の中には……、どうだろうな。難しいところですね。

○竹田委員 事前にどういう議事進行をするかという打ち合わせをしていると思うのです

が、この資料の出し方で、どういう進行をしようと思っているのかということを確認しなかったのです。

○高波委員 稲生会の高波です。先ほど、西村会長が意見書を締めるときに、この小山内委員から出ている文章については、意見書とは別のものなので、追って議論しましょうという感じで紹介されていたと思うのですけれども、本当は意見書の文章の追加のご要望だったということですね。

もしかしたら、西村会長も誤解されていた可能性もありますし、せっかく事前に出していただいているものなので、①と②をまだ時間的な余裕もあるのであれば議論してもいいと思いますが、ほかの方はいかがでしょうか。

○小山内委員 ただ、私のように、道庁まで行って、裁判所に行けと言われたのは、私と、もう一人の方はまだ答えが出ていないのか、私たちだけだと思うのですね。それは、皆さんが知っているかどうかわかりませんが、もう本当にケアが足りないのだと言ったら、最終的には裁判所に行けと言われてしまうから、ああ、そうなんだと思って、私は、裁判なんかやるエネルギーもないし、できないから、こういう経験談を言って、みんなにわかってほしかったのです。

ガイドラインがないほうがいいと言ったけれども、最後はガイドラインががっちりあるということを知ってほしかったのです。だから、非定型を取り入れて、こういうことはなくなればいいなと私は思っているのです。それは信じています。

○竹田委員 事務局で、どういう議事の進行をするのか、一旦確認していただいてから再開したほうが良いような気がします。

○岡本副会長 そうですね。ちょっと確認をさせてください。ちょっとお時間をください。

[休 憩]

○岡本副会長 再開させていただきます。

先ほどの西村会長のほうで進めた中では、意見書のほうを皆さんのご意見をいただいて、一度終着ということになりましたので、意見書については、これで進めていきたいと思っています。

ただ、小山内委員のほうでのお考えもあるかもしれませんが、こちらでお話ししたことは、きっと記録としては残りますので、そういう部分で意見書のほうに反映させるとかということとはちょっと難しいのですけれども、意見として、議論として、記録として残るという意味では、ご意見を聞かせていただくということにさせていただきたいと思うのですけれども、それはいかがでしょうか。

○小山内委員 今、竹田委員から指摘されたのですけれども、本文に補足文として、最後に載っけてほしいということですか。

○岡本副会長 補足文というか、今回の検討会の最後の議論の中には入っていただく、意

見として発言をしたいということによろしいですか。

○小山内委員　そうです。

○岡本副会長　わかりました。

小谷委員、どうぞ。

○小谷委員　小山内委員は、多分、自分が欲しかった支給時間数が得られなくて、不服申し立てを請求したのだと思うのですけれども、非定型が導入されると、そのようなことも本当に少なくなってくるのかなというふうに、小山内委員のご苦勞を聞きながら、そのように感じたので、非定型の導入を本当に早く、急いでほしいなと思いました。

あとは、その理学療法士、作業療法士というのは、本当に小山内委員が言うように、お医者さんだけというのではなくて、ここの7ページの(3)の市町村審査会の実施形態のところにも載っているように、障がい当事者・家族・障がい福祉サービス事業者、医師、法律家等で「等」となっていますので、その中に医師だけではなくて、理学療法士や作業療法士も含まれるというふうに考えて、それは、実際に審査会が設置されるときに、また本当に札幌市がこのような審査委員のメンバーでいいだろうかというふうな形で、私たちに意見を求められると、本当は一番いい形になるのかなというふうに感じました。

小山内委員の意見を通して、そんなふう感じたということです。

○岡本副会長　そのほかにありますか。

検討会のお時間のほうが、午後4時25分ぐらいまで、私のほうで進めていきたいと思っているのですが、今回、最終回ということもありますので、委員の皆さんからも、総括的に、皆さんのほうで今回委員としてされてきたことのお話などもお伺いしたいと思っていますので、ほかに、何かここで意見のほか、小山内委員の追加意見のことを踏まえて、何かご意見がなければ、皆さんからの話をお聞きしたいと思っていますのですが、いかがでしょうか。

○小山内委員　岡本さん、最終回じゃないですよ。スタートラインに入ったと私は言っていますよ。

○岡本副会長　はい。それはわかっております。

○小山内委員　あなたが生きている限り、戦わないといけない問題なんですよ。非定型をやっても、非定型を取り入れても、いろいろまずいところが出てきたら、またあなたが頑張ってもらわないと困るのですよ。これは、生きている限りずっとやらなければいけないことなんですね。100%のケアなんてくれませんからね。これからが始まりです。

○岡本副会長　はい。わかりました。

高波委員、どうぞ。

○高波委員　済みません。きょう所用で早退をさせていただくので、1番目で意見を総括のほうを言わせていただいでよろしいですか。

○岡本副会長　高波委員、よろしくお願ひします。

○高波委員　ありがとうございます。

スタートラインに立ったこの回に最後まで参加できずに大変残念に思うところなのですが、本当にこのような場で一委員として参加させていただいたこと、貴重な機会をいただいたことは、私の経験の中でもすごく大切な時間になりました。

今回、市要綱、設置要綱の中でも、目的として重度障がい者が地域で安心して暮らすことができるようにという目的だったのですよね。でも、やっぱりこのグランドデザインを本来はもう少し確固たるものを練っていくということも、並行してやっていかなければならないことではないかと思いました。

今、厚生労働省だとか、文部科学省も地域共生社会ということをやって、高齢者も、障がい者も、障がいあるなしにかかわらずというようなこともうたわれている中で、札幌市のこの地域で、どういう社会をつくっていくのかということもあわせて考えながら、障がいのある人たちが地域で活躍していく、それを前提として、この重度訪問介護というものをどういうふうを活用していくのかということも並行して考えることで、やっぱり、この積み上げ式ではなくて、本来、24時間介護がついていることが当たり前であって、その分、でも、私はこの時間を一人でいたいとか、私はこの時間は友達といたいからヘルパーさんは来なくていいとか、引き算式でやっていく。そういうような考え方を、今後、来年度以降、検討会がまた別の形で組織されるときは、そういうグランドデザインといいますか、私たちが目指す未来みたいなものを並行して考えていくことができたかなというふうにも思いました。

重度訪問介護のつくられた歴史というのは、すごく大切なものがあって、脳性麻痺の障がい当事者の皆さんがいろいろな運動を起こしながら作り上げてきたものだと思いますし、この制度をつくり上げていらした皆さんとこういう会議の場でいろいろな議論ができたということも、繰り返しになるのですが、すごく貴重な機会ということでもうれしく思います。

やっぱり施設から在宅へ移ってきた中で、自立生活を営まれている方たちのみならず、私たち重度訪問介護の事業を展開している中で、やっぱり、重症心身障がいの方とか、ずっと20代、30代まで家族と一緒に生活をしてきて、自立というイメージをまた全然違うようなイメージで持たれているような方たちもいて、すぐに重度訪問介護を活用してひとり暮らしをするというふうイメージを持ってない方たちもいるとは思うのですが、そういう方たちも含めて、彼らが地域でどういうふう活躍していくのかということも想定しながら今後の議論が展開できたら、すごくうれしいなというふうにも思います。

稲生会としては、重度訪問介護事業を担っていく中で、やっぱり介護人材の不足というところでどういうふう魅力のアピールしていくか、発信していくかというようなこともあわせて考えていきたいというふうに思っておりますので、今後とも、引き続きよろしくお祈りいたします。ありがとうございました。

○岡本副会長 高波委員、ありがとうございました。

では、この後、退席ということになります。ご苦労さまでした。ありがとうございました。

た。

〔高波委員退席〕

○岡本副会長 それでは、改めて、検討会委員の任期は今月末までとなります。今回の検討会については最後ですけれども、先ほど小山内委員がおっしゃっていたように、当然、非定型が導入され、それから運用されということで、まだまだ今後見ていかなければいけないというか、始まりではあるのかなというところでは、そのとおりだと思います。

そういった意味も含めて、今回の検討会と、今回議論し尽くしていない部分などもあるかと思いますが、今後の課題といったことも、委員お一人ずつ、最後にご意見をいただければと思っておりますので、席順で申しわけありませんが、ご意見をいただければと思います。

きょう、たくさん委員はいらっしゃいますので、1人2分から3分ぐらいという中でお願いできればと思っております。

小山内委員からお願いできますか。

○小山内委員 これからは、もっと若い30代、40代、20代の障がい者がどうやって自立生活をしていくかということを、ここの場において、聞いて、私とか竹田さんとか岡本さんの言うことをよく聞いて、ああ、何でも言ってもいいんだ、私も意見が生まれてきたという、それが自立生活だと思うのです。

そういうことが自立生活であって、アンケートを読んでも、してください、してくださいばかりです。私は、あれでは、はっきり言ってお金の無駄だと思います。これをやりたいからヘルパーが欲しいです、これをやりたいからヘルパーに来てほしいと、自分の生きていくリズムをちゃんと行って、だからヘルパーに来てほしいと言うと、社会の人もよくわかっていただけたらと思うのです。

だから、寝たきりでしゃべれない方は、それは守ってあげなければいけないです。私たちのようにしゃべれる人は、何をしたいか、どういう生活をしたいか、私はこれをやるから職場介助をつけてくださいということを言わなければいけないと思います。そのためにも、私とか竹田委員とか岡本委員など、働いている障がい者のモデルがここにあるのです。働くということは最高の生きがいですからね。結婚したり、子どもを産んだりするの、ケアをつけてほしい人も、それこそ、どんどん夢が広がっていくような会議として、来年も再来年も続けていかなければいけないと思います。それは、市にばかりに頼っていないで、自分たちでたまにやる必要もあると思うのです。

障がい者にしか生まれない発想をもっと磨くために、非定型とか24時間ケアがあるのだと思います。

○岡本副会長 ありがとうございます。

では、続いて竹田委員からお願いします。

○竹田委員 どうもお疲れさまです。

今回、重度障がい者に必要な介護のあり方ということでスタートしたと思うのですが、

基本的には非定型についてだけ話し合ってきたのだと思うのです。

私自身は、この非定型自体、新たな定型の基準づくりなのだろうと捉えているのです。そう考えたときに、非定型の審査を通じて、例えば、新しい形の定型基準ができ上がっていった、積み重なっていく中で、こういう人はこういうことで必要な場合はこういう時間数になるのだという基準ができ上がっていくと思うので、そうであれば、非定型の審査基準をきちんと明確に公開していかないと、どういう過程で非定型の決定がなされたのかが見えないと、また新たな疑問なり不安なりが残っていくことにつながりかねないと思います。ですから、ぜひそういうものを公開していただきたいと思いますと思うのです。

あとは、個人的には、私も施設とか病院を出て30年以上たつのですが、この間、施設から地域という言い方で進んできたかと思うのですが、結果的に地域の施設化が進んだだけのような気がするのです。それであれば、施設自体を地域化するようなことも含めて、どういうサービス、あるいは、あり方がいいのかを根本的に考える時期になってきたのではないかと思うのです。本当の意味での必要な介護のあり方がどうあるべきなのかということを中心に議論するようなものが今後必要ではないかと感じております。

○岡本副会長 ありがとうございます。

小谷委員、お願いします。

○小谷委員 今回、昨年6月から重度障がい者に必要な在宅介護のあり方の検討会が行われてきて、でも、非定型という札幌市で取り入れようという方向性で、私たち障がい者を含む福祉関係者等がこのように委員に選ばれて6回検討できたことは、有意義なものであったかなというふうに考えます。

本当にこの意見書をきょう内容がほぼ固まりましたが、この意見書のとおり、早いうちにこの非定型の導入はしていただきたいなと思います。

今、竹田委員が言ったように、非定型が、また新たな定型が生まれるというお話もありましたが、前回、窪田委員が言ったように、私も相談支援専門員としてちょっと働いていたのですが、やはり、定型の中でサービスをくくっていかう、この方なら450時間もらえるかなとか、この方なら330時間かなというふうな中で、やっぱり形のある中でサービス等利用計画案をつくっていたなということを感じています。

本当に在宅で生活している障がい者が必要なときに、必要な介助時間というものを本当に取り入れた、そういうサービス等利用計画がつかれるような、そういうような制度に今回のあり方検討会を通してなっていくこと、真に必要な、本当に介助が必要な、720時間をめどとするかどうかはまだここでも議論が必要かと思えますけれども、この意見書にも書いてありますが、その辺もさらに札幌市は検討して行ってほしいな、そして、さらに今回行われたアンケート、あの結果は本当にいろいろな多くの見方ができる素晴らしいアンケートが一つできたかなというふうに思っています。

あそこで見えてきた不足している部分を我慢している、または、家族を頼っている、そういう部分であったり、いろいろな多方面からの課題もさらに見えてきたこともあって、

今、小山内委員とかが言っていたように、ここからがスタートで、さらに在宅で生活している重度の障がい者が、本当に在宅、地域で生活していけるというような真の介助に行く方向になっていくように、これからまた検討していきたいと思ひますし、こういう検討の場に障がい当事者がぜひ参加して欲しいなということをおもっています。

本当にこの検討会は6回という限られた検討会ではあったけれども、まずは一步踏み入れることができた、また、みんなの多くの考えを聞けた、また、そういうアンケートによっていろいろな情報を得られたということはすばらしかったなというふうには私を感じています。本当にありがとうございました。

○岡本副会長 ありがとうございます。

窪田委員、お願いします。

○窪田委員 まずは、皆さん、第6回、お疲れさまでした。ありがとうございました。

私も相談支援部会から委員として参加させていただきました。私個人としても、すごく、大変貴重な機会になりましたし、勉強になったなというふうには感じています。と同時に、先ほど小谷委員からもお話がありましたけれども、今現状、支給決定基準というのがある以上は、本来、相談支援専門員としては、本人の意向を聞いて、その意向に基づいて計画を立てていくということが前提だと思ひますが、まだまだ今そこに、アンケート結果でも出てきましたけれども、そういう考え方で計画を立てたことがないという結果が一定数出ていたと思ひます。

今回のその非定型の開始によって、重度訪問介護だけですけれどもね、非定型、にしても、まずはそういう定型ではない、非定型でというところで、相談支援専門員自身のスキルアップにもつながっていくのかなと思ひますし、そうなるべきだなというふうにも感じています。

あとは、委員の中でも、この会の中でも話してきましたが、札幌市内の相談支援体制だとか、そういったことも並行して質だとか量だとかも含めて整理をしていく必要があるのかなというの、相談員として感じたことです。

あとは、実際に何件か計画相談支援をする中での具体的なお話をさせていただきましたと思ひますが、サービスを受けられないとか、利用するサービス受け入れ先がないとか、そういったことで、その障がい当事者ご本人さんだとか、そのご家族の人生が大きく左右されるのだということがないように、本人たちが選んだ人生を支えられるような福祉サービスであっていききたいなというふうにはすごく感じた6回でした。

今回の意見書をもとに、まずは非定型をといるところでは、札幌市さんのほうには第一歩を進んでいただいて、非定型の支給決定が早く、迅速に進んでいくようなことで、それにあわせて、相談支援のほうもスキルアップということが並行してやっていければなというふうには感じた6回でした。どうもありがとうございました。

○岡本副会長 ありがとうございます。

妻倉委員、お願いいたします。

○妻倉委員 委員の皆様、1年間、お疲れさまでした。また、いろいろ勉強させていただきました。ありがとうございます。

1年といいますが、6回しかない時間の中では、ちょっと残念だったかなとか、時間が足りなかったかなと思いつつも、すごく資料がたくさんあるので、すごく意義のある委員会ではなかったかなと思います。

今回は、非定型のを中心にして話合われたような形になったと思うのですが、やはり定型のことについても検討が必要かなと思います。

やはり、時間数が足りないとか、そういう方についてはきちっとした生活というのでしょうか。充実した生活を送れるための時間数はきちっと考えていただけたらなと思いますし、地域として考える場合には、障がいのある方が生活しやすい地域というのは、健常者であったり、いろいろな方にとっても生活しやすい社会とか地域になると思いますので、ぜひ考えていただけたらなと思います。

また、今回、アンケートを含めまして、今後の課題とか、取り組んでいただきたい事項もあったかと思しますので、それにつきましては、ぜひ札幌市のほうで積極的に取り組んでいていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○岡本副会長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 私は、本当に勉強不足で、今回の重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会ということの意味が、この重度訪問介護の非定型に対してどういう形でできるのかとか、そういう実際の今回の検討会の内容、目的が会議の中でやっとわかったという状況で本当に申しわけないのですが、当事者の方が地域で自立、ひとり暮らしをして、ヘルパーさんが介助しなければ、生死につながることも多分あるのではないかなとか、本当に生々しいご意見をいろいろ聞かせていただいて、すごく勉強になりました。

また、そのアンケートの報告も、まだちゃんと読んでいないのですが、利用者も含めて、いろいろな立場からのアンケートの記述を見ても、これからいろいろなことが私としては検討材料として勉強できるかなと思いました。

私たちの子どもは、重症心身障がい児（者）なのですが、どうしても、家族が手放せないといいますが、なかなかヘルパーを利用する方も、実際は本当は少ないのですね。者になってもなかなか利用していない方もいます。

でも、支援費が始まってから、うちはヘルパーさんを活用するようになったのですが、ヘルパーさんと家族、特に本人との信頼関係ができるのにほぼ1年かかるのですね。そのヘルパーさんも何らかの理由でやめていくということの繰り返しではあったのですが、それでも本人が家族を離れて、いつかは生活していく上では、完全に段階を踏みながら、いつか離れていくというふうには私は思うのですが、本当に重度訪問介護のサービスを利用しながらということは、すごくそこに対しては有意義なとか、活用がしていけばいいかなというふうには思うのですが、何せ、児のときからの居宅介護です

ね。居宅介護で者になってもそこしか使えない。そこから重度訪問介護に切りかえられないという事情が、障がいの重い人たちの中にはあります。

私は、今、介護人材、ヘルパーさんが少ないのですけれども、ヘルパーさんを育てるといふか、おこがましいのですが、そういう人材育成のためにも居宅介護と重度訪問介護の併給をぜひ実現したいと思います。

今後、家族介護だけではなくて、本人がいろいろな形で地域で暮らすためには、やっぱりいろいろな形のヘルパーの使い方が必要になってきていますので、そこを何とか実現するために、次のステップとして、そういう検討会ができればいいなと本当に強く思っております。

皆様には、本当にいろいろなことを教えていただいて、どうもありがとうございました。

○岡本副会長 ありがとうございました。

山本委員、お願いいたします。

○山本委員 皆様、ありがとうございました。何名かの方から会議が終わるたびに議事録を読んだよということで、もっと激しく発言しろだとか、いろいろ意見をいただきました。

それだけ注目されていたと思いますし、議事録を読んでもくれる方が結構おられますので、あえて発言したいと思うのですが、アンケートがやはりすばらしかったと思います。

そのアンケートがすばらしかった背景として、札幌市さんが、この会議の持ち方も含めて、本当に誠実に考えて対応してくださったからだと感じています。

正直、行政が設置するいろいろな会議は、ちょっとなんですけれども、アリのバイ的な、とりあえずこの日と言って、集まれる人が集まればいいやみたいな会議も何度も経験したのですが、この会議については、本当に誠実に、場のつくり方からアンケートの実施から、また、集計をより深くし直してくださることから、本当に短期間で、とても精力を尽くしてやってくださったと思います。

ですので、なおさら、皆様が言うておられるように、これがスタートであって、特に自立支援協議会への申し送りとか、ここで得られたことは非常に重要であり、かつ、本当にスタートでしかないと思いますので、各関係の会議が設置されていると思いますので、ぜひ申し送っていただけたらというふうに思っています。

大変ありがとうございました。

○岡本副会長 ありがとうございました。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員 最後は不利なので、もう言い尽くされてしまって、何も言うことはないのですが、この検討会では改めて確認されていませんでしたけれども、私たちは恐らく目標は共有していたのだらうと思うのですね。その目標というのは、どういう障がいを持っていても、障がい者が自分らしく生きられるようなまちを目指していこうという目標だと思うのですけれども、先ほど西村会長がおっしゃっていたように、歴史が評価するということなのだらうと思うのです。ただ、今言った目標に向かって、非定型というのは非常に重要

な一つ的手段だと思うので、この目標に向かって、大きな一歩を踏み出したという評価がされるように、やはり議論は継続したほうが良いと思います。

今回、札幌市の担当者の皆さんによって、貴重なアンケートの調査データが出されましたけれども、時間的制約があって、そのデータから政策的な課題を丁寧に分析して拾い出していくという作業はほとんどこの検討会ではできませんでしたので、何人かの委員がおっしゃっていましたように、この意見書で記載された幾つかの課題も含めて、やはり議論は継続すべきだというふうに思っています。

最後に、お願いなのですが、後ほど事務局のほうでこの意見書が今後どういうふうに取り扱われるのかということについて、少しお話しただければありがたいなと思っています。

皆さん、どうもお疲れさまでした。

○岡本副会長 ありがとうございます。

私からも、一言、お話をさせてください。

皆さん、お疲れさまでした。

副会長ということで任命されて、なかなか私自身も本当に意見を自分の拙い経験の中でお話しするしかできなくて、自分の経験の中からもいろいろお話をさせていただきました。

やはり、非定型という考え方とか、非定型の仕組みというのは、すごく人間的な支給決定ではないかと思っています。いろいろ議論の中でも出ていましたけれども、生きていく中で、今は元気で仕事はできるけれども、急に体調を崩して一時的に介護時間が必要になるという場合もあると思いますが、そういう部分は今まで定型の中では議論がされてこなかったもので、それぞれに合った、障がいを持った形で支給決定がなされる形というのは本当に理想的だったので、これをぜひこの意見書をもとに導入していただきたいというのがお願いです。

それから、私自身の経験でお話ししてきましたけれども、やはり、アンケートも含めて、障がいを持つ人が、本当に重度訪問介護に限りますけれども、400人いれば400人の支給決定があって、それぞれの人生があって、それぞれの生き方があるということで、それぞれに支給決定が違うべきところだけでも、そういうことがやっぱりできてこなかったというところがあったと思うのです。

そういうところを、アンケートの中から本当にたくさんの意見を聞かせていただいて、切実さや、どのように生きていきたいかということもすごくいっぱい聞かせていただいてよかったと思います。

全ての皆さんの意見が聞き切れなかったと思っているので、そういう部分では、小山内委員ではないですけれども、本当にこういうふうに委員になって意見を出すということをどんどん当事者にしてほしいし、僕もしていきたいと感じました。

これから、その非定型が導入され、どのように運用されていくのかということは本当に最重要で気にしているところです。また、それに伴って、今回の意見の中でも出てきまし

たやっぱり人材の確保であったり、いろいろな問題がまだまだたくさん、山積していますので、こういうことも改善されていくように、私たちも動いたり、意見を言ったりできたらいいなと思っています。

本当に、この議論がスタート地点で、まだまだ札幌がいい福祉サービスであったり、住みやすい地域になるように働けたらと思っています。

本当に6月から9カ月間ということで、正直、期間としては短かったようにも思えますし、まだまだ意見が出せていない方もたくさんいらっしゃるのではないかとと思っています。この意見書が今後につながるきっかけになったらいいなと思います。

皆さん、本当にありがとうございました。

それでは、最後に、札幌市のほうから事務連絡をお願いできればと思います。

3. 事務連絡

○事務局（坪田自立支援担当課長）　まずは、委員の皆様、それから、傍聴の方を含めまして、ありがとうございました。

本日、時間の都合で準備していた資料のほうは説明できない部分があったのですが、お配りしておりましたカラーの資料3は、札幌市の取り組みということで、事業者の方への研修などについてのパンフレット、それから、小さな「きっかけはココにある！」というものは、現場で働く若手職員のインタビューをまとめたもので、このたび市のほうで新たに作成したものでございます。

この後、専門学校とか学校のほうに配って、障がい福祉の仕事の魅力をより多くの方に知っていただきたいというふうに考えております。

それから、連絡になりますけれども、今回まとめていただいた意見書の取り扱いについてですけれども、本日も議論いただいた内容を含めまして、最終版については、この検討会を代表いたしまして、会長、副会長の方に札幌市に提出していただければというふうに考えております。

日程としては、事前に調整いたしまして、来週水曜日、3月27日水曜日の午後3時からを予定しております。意見書の手交式のようなものを想定しております、大体10分程度と考えておりますけれども、もし同席をご希望される委員の方がいらっしゃいましたら、事前に把握しておきたいと思いますので、後ほど、事務局あるいは会長、副会長にお知らせいただければと思います。よろしく願いいたします。

最後に、一言、私からお礼を申し上げたいと思います。

まず、委員の皆様には、大変お忙しい中、6回にわたりまして熱心にご議論いただきましたことに感謝を申し上げます。

この検討会は、重度障がいのある方の在宅介護のあり方を踏まえまして、個々の状況に応じた重度訪問介護の支給決定のあり方などについてご意見をいただくということで、昨年の6月に設置させていただいたところです。

第1回の検討会から、本日第6回まで、検討会の意見としましては、個別的な介助の必要性を踏まえた公平な支給決定が行われるように、月720時間の特例基準の見直し、非定型による支給決定の導入が必要だということが大きな点であったというふうに認識しております。

札幌市としましては、これまで重度訪問介護の利用者の方々から非定型の導入などを含むさまざまなご意見、ご要望をいただいておりますけれども、障がい福祉分野に造詣の深い委員の皆様から検討会としてこのような意見をいただいたことは、今後の検討において重く受けとめることだと感じております。

また、委員の方々からやアンケート調査などにおいても、障がいの状況だけではなくて、個々の生活実態に応じた支援の必要性についてさまざまなご意見をいただき、意見書のほうでは、非定型の導入に関する意見以外にも重度訪問介護の利用範囲の拡大あるいは併給に関する内容等も反映されております。このような意見につきましては、行政だけの検討ではなかなか得られない貴重なものであったというふうに考えておりますし、そのほか、介護人材の確保とか、災害時支援に関するご意見についても、同じことが言えるかと思えます。

ご意見の内容によっては、市の障がい福祉に携わる部署だけではなくて、さまざまな関係機関との連携を要する事柄もありまして、幅広い視点で重度障がいのある方の在宅介護のあり方を検討していく必要性についても改めて感じたところですし、加えまして、こちらの職員、スタッフにとっても貴重な経験になったものというふうに考えております。

札幌市としましては、今後、提出していただけます意見書を踏まえまして、重度障がいのある方が個々の障がいや生活状況に応じて、地域で安心して生活することができるように、重度訪問介護の個別的な支給決定方法も含め、在宅介護に関するさまざまな課題の検討に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、多くの委員の方から継続的な検討の場の設置に関するご意見もいただいております。今の時点で、今後、具体的にどのような形になるか、お示しすることは難しいところですが、障がい福祉施策の検討に当たりましては、今後とも、幅広く、いろいろな立場の方のご意見を伺いながら多くの方の理解が得られるような形で取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

このたびは、まことにありがとうございました。

事務局からは以上でございます。

○岡本副会長 ありがとうございます。

4. 閉 会

○岡本副会長 それでは、以上をもちまして、第6回重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会を終了いたします。

途中、進行の不手際がありまして、申しわけありません。

皆様、どうもありがとうございました。

以 上